

広島県告示第八百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年九月十三日までの間、縦覧に供する。

令和三年八月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

造賀田万里線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市高屋町高屋東四五一八番一地从先から 東広島市高屋町高屋東一九四二番二地先まで	二・七〇	九・〇〇 二・八〇	八・四〇 二・七〇	一〇二・五〇	幅員減少 不用物件延長 一〇二・五〇 メートル